⑸　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第１条第３項で規定する者であって、法第７条第３号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したもの。

イ　社会福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　社会福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）又は実務経験見込証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹又は⑺に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑻、⑼、⑽又は⑾に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　第１回から第28回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第２条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　インターネットにより受験申込みをする場合は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和８年９月３日（木曜日）９時30分から令和８年10月２日（金曜日）23時59分までの間に、試験センターのホームページにより申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　郵送により書類を提出する場合は、簡易書留郵便により、令和８年10月２日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により、希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、精神保健福祉士のみ受験する者は28,910円、社会福祉士を同時に受験する者は23,300円、精神保健福祉士と社会福祉士の共通科目免除者は22,950円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の９科目群（施行規則第６条の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては５科目群）の各科目群全てにおいて得点のあったものであること。

①精神医学と精神医療　②現代の精神保健の課題と支援　③精神保健福祉の原理　④ソーシャルワークの理論と方法（専門）　⑤